

東京くらしねっと

令和8年

3・4

No.300 月号
2026年
3月1日発行

今月の話題 ▶

便利だけれど危険なことも？ リチウムイオン蓄電池の 発火事故に注意！

安全シグナル ▶

スマートフォンの割れたガラスフィルムによるケガに注意！

相談の窓口から ▶

「無料点検」で訪れた業者と分電盤交換工事を契約。
解約したいが、違約金は必要？

お近くの消費生活相談窓口につながります

消費者ホットライン 局番なし **188**

東京都消費生活総合センター
相談窓口のご案内

☎ **03-3235-1155**

受付時間 月曜～土曜 9:00～17:00
(祝日・年末年始を除く)

〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ16階 ●JR・東京メトロ・都営地下鉄「飯田橋」すぐ

東京の消費生活に関する情報サイト

東京くらしWEB

検索Q

<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/>



便利だけれど危険なことも？ リチウムイオン蓄電池の 発火事故に注意！



※リチウムイオンを用いて繰り返し充放電できる電池のことを「リチウムイオン蓄電池」（リチウムイオン電池）と呼んでいます。

独立行政法人製品評価技術基盤機構
製品安全センター 製品安全広報課

近年、駅や空港でモバイルバッテリーが発火する事故が相次いで報道されています。スマートフォンやモバイルバッテリーなど、「リチウムイオン蓄電池」を搭載した製品は、私たちの暮らしを便利にしてくれる一方で、強い衝撃などにより、突然発火する危険性があります。

今回の記事では、モバイルバッテリーを例に、リチウムイオン蓄電池の発火原因と安全に使うためのポイントなどをご紹介します。

もしもの時に備えて、ぜひご一読ください。

モバイルバッテリーを安全に使うためには、まずリチウムイオン蓄電池の仕組みから、「なぜ発火するのか」を知ることが重要です。モバイルバッテリーには薄いラミネート形電池や、円筒形電池などが使われて

リチウムイオン蓄電池の仕組み

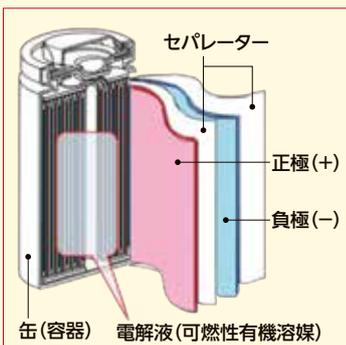
令和7年報道されたモバイルバッテリー発火事故の例

発生日	場所・概要
4月28日	ハワイ・ホノルル発羽田行きハワイアン航空機内で発火
5月23日	大田区の廃棄処理施設から火事 消防はモバイルバッテリーのリチウムイオン蓄電池が原因と判断
7月20日	山手線(新宿-新大久保間)で乗客がスマホを充電中に発火
8月22日	東海道新幹線「のぞみ411号」座席背面のポケット内で発火
8月28日	上越新幹線「とき300号」キャリーケース内で発火
9月25日	杉並区の5階建てマンションから「モバイルバッテリーから出火」の119番通報

昨年報道されたモバイルバッテリーの主な発火事故をまとめてみますね。本当に身近な場所で発生しています。

こんなに事故が発生しています

モバイルバッテリーに使用されるリチウムイオン蓄電池



リチウムイオン蓄電池 画像引用：一般社団法人電池工業会



います。今回は円筒形電池を例に、電池の仕組みをご紹介します。基本的な構造は左図のとおりです。電池の内部には、リチウム材を原料とした正極のシートと、黒鉛などを原料とした負極のシートがあり、両者は、リチウムイオンのみを通す特殊な樹脂製の絶縁シート（セパレーター）で隔てられています。これらのシートは重ねて巻かれ、缶の中に収められています。また、内部には、リチウムイオンが行き来するための液体（電解液）も封止されています。なお、電解液は灯油のように燃えやすい性質を持っています。

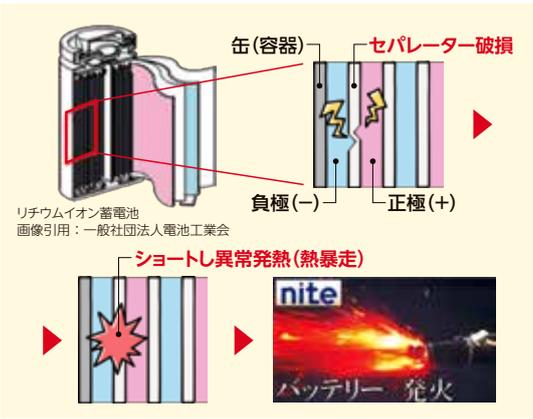
発火に至るメカニズム

リチウムイオン蓄電池は、使用と充電を繰り返すうち電解液から可燃性ガスが発生し、次第に缶の中にたまっていきます。

さらに、セパレーターは特殊な性質を持つ一方で、破損しやすい材質でできており、高温と衝撃に弱い性質を持っています。

そのため、なんらかの原因で、セパレーターが破損すると、正極シートと負極シートが直接接触してしまいます(ショート)。この瞬間発熱が始まって、場合によっては熱暴走し、その結果、電池から炎が噴き出すことがあります。

■セパレーターの破損から発火



皆さん、ここまでの説明で、「セパレーターが破損しないように気を付けていれば良いのでは」と気付かれましたか？では、私たちは普段からどのような点に注意すれば良いのでしょうか。

安全に使うためのポイントと異常時の対応

リチウムイオン蓄電池が搭載された製品を使う際には、次の点に注意しましょう。

- 直射日光の当たる場所や暑い日の車内などの高温下には放置しない。
 - 落とすなど強い衝撃を与えたり、日常的に無理な力を加えたりしない。
 - モバイルバッテリーの事故の多くは充電中に起きているため、不具合があった際にすぐ対応できるように、外出時や就寝時の充電は控える。
 - 製品情報やリコール情報を確認する。
- また、普段から危険な予兆を察知するために、充電時や使用時に気をつけるポイントがあります。
- 充電できない。
 - 充電中に以前よりも熱くなる。
 - 膨らんで、変形している。
 - 突然、電源が切れる。

- 落とす、ぶつけるなどして、強い衝撃を与えてしまった。



膨らんで嵌合の外れたモバイルバッテリー(再現試験品)

これらにひとつでも心当たりのある場合、充電・使用を中止してください。自宅には、発火した際の延焼を防ぐため、ふたのある「防火容器」を用意しておくのと安心です。例えば、金属製のお菓子の空き缶や鍋・土鍋は、回収や廃棄をするまでの一時的な保管場所になります。

膨張・変形している場合

- 充電・使用を中止
- 衝撃を与えることなどで発火の恐れがあるため、通常と異なる廃棄が必要
- 金属製容器や土鍋などに入れて一時保管し、お住まいの区市町村や販売業者に廃棄方法を確認

家や外出先で発煙・発火してしまったら

発煙・発火した場合、煙や炎が噴き出している時は絶対に近寄らないでください。モバイルバッテリーのようにポケットに入る小型のものであれば、火花が収まった後に、大量



異常時(膨らんでいる・異常な熱さになっている)や発火時の対応が3分程度でご覧になれます。

<https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/poster/kaden/20240626.html>



製品評価技術基盤機構(NITE)では、これらのような場合を想定した注意喚起の動画を公開しています。

の水をかけることで消火できます。消火後は、可能な限り水没させた状態で、119番通報してください。リチウムイオン蓄電池は消火後も熱を持っているため、火が消えたからといって、冷却しないまま可燃物に接触させると新たな火災につながる恐れがあります。消火が困難だと判断した場合は、身の安全確保を第一に119番通報しましょう。

駅など、外出時にモバイルバッテリーが発煙・発火した場合、周りに声をかけてすぐに距離を取りましょう。その後は、駅員や消防士の指示に従いましょう。

リチウムイオン蓄電池 搭載製品を捨てる時

捨てる時は、一般ごみに混ぜて捨てないでください。ごみ処理の過程で、ごみを圧縮したり破碎したりするため、電池に強い外力（衝撃）がかかり発火する恐れがあります。誤った捨て方により、ごみ収集車やごみ処理施設で火災が発生するなど、深刻な問題になっています。

リチウムイオン蓄電池搭載製品の回収方法は、お住まいの区市町村によって異なりますので、各自自治体のルールを確認し、定められた方法に従って捨てましょう。

モバイルバッテリーの持ち込みに関する新ルール（国内）

航空機では、これまでもモバイルバッテリーを預け入れ荷物に入れることは禁止されていましたが、令和7年7月からは、機内に持ち込む場合にも、新たなルールが設けられました。主な注意点は次のとおりです。

- 座席の上の収納棚に収納せず、不具合発生時に速やかな対応ができるよう、手元で保管する。

- 使用（充電）する際は、常に状態が確認できる場所で行う。

このほか持ち込める種類や個数などにも制限があります。海外の航空公司では別のルールが定められている場合もありますので、分からない場合は航空会社に確認しましょう。



預け入れ荷物に入れることは禁止!



充電するときは「常に状態が確認できる場所」



座席の上の棚には収納せず身の回りでの保管

最後に

リチウムイオン蓄電池はご紹介したモバイルバッテリー以外にも、ハンドファン、ポータブル電源、電動アシスト自転車、電動工具、コードレス掃除機などさまざまな製品に使われています。火災事故を防ぐために気を付ける点は共通ですので、お使いのリチウムイオン蓄電池搭載製品を正しく使っていきましょう。

※製品評価技術基盤機構（NITE）

製品事故情報・リコール情報

<https://www.nite.go.jp/jiko/jikoohou/index.html>



[次号の今月の話題は 「賃貸住宅」 についてです。]

図書資料室から

今月の
話題

「リチウムイオン蓄電池」の関連図書・資料を紹介します。

スッキリ! がつてん! リチウムイオン電池の本

図書

関勝男 著 (電気書院)

「リチウムイオン電池とはどんな電池か」を分かりやすく解説した入門書。その種類と特徴、正しい使用方法と留意点など、全体像を具体的に解説。

まなびのずかん 電池の図鑑

図書

白田昭司 著 (技術評論社)

身近な家電やスマートフォン、電気自動車から太陽電池に至るまで、電池にはさまざまな種類があります。こうした多種多様な電池について、種類ごとに特徴や構造、用途をイラストや写真を交えて分かりやすく解説。

STOP! 住宅防火シリーズ⑦ リチウムイオン電池関連火災

リーフレット

(東京消防庁)

リチウムイオン電池に起因する火災が近年急増。どのような製品に使われているのか、どんなときに危険なのか、チェックリストや予防ポイントなどを紹介。

読んでみて!
話題の
新着図書

ハンディ版
70歳から楽しむ
スマホとLINE

岡嶋 裕史 著
(光文社)

「人生100年時代」のいま、年を重ねるほどスマホから得られるメリットは大きくなります。「楽しむ」をキーワードにオールカラーで解説。持ち運びに便利なハンディタイプ。

図書資料室利用案内

東京都消費生活総合センター(飯田橋)

新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ15階

☎ 03-3235-1179

[利用時間] 月～木 9:00～17:00
金 9:00～20:00
土 10:00～17:00

[休室日] 日曜・祝日・年末年始・
蔵書点検期間

東京都多摩消費生活センター(立川)

立川市曙町1-22-17

アーバンセンター立川3階

☎ 042-522-5119

[利用時間] 月～金 9:00～17:00
[休室日] 土曜・日曜・祝日・年末年始・
蔵書点検期間

●利用方法

閲覧…どなたでも(開架式)

貸出…都内在住・在勤・在学の方対象
(図書5冊、DVDなど3本まで2週間)

※閲覧のみの資料もあり

身分証明書等の提示で利用者カードを
発行

「強引」「しつこい」…

迷惑な勧誘は、はっきり断りましょう!!

東京都消費生活条例では、消費者が「迷惑」「いやだ」と感じる勧誘を禁止しています。
こんな勧誘を受けて、困っていませんか?



- 突然来訪した事業者に給湯器の交換を勧められ、しつこく居座られる。
※条例では消費者に迷惑を覚えさせるような勧誘（長時間の勧誘、執拗な勧誘、深夜・早朝の勧誘）を禁止しています。
- 分電盤交換工事を勧誘され、断っているにもかかわらず、「漏電したら危ない」などと繰り返し勧誘を受ける。
※条例では契約しない意思を示した消費者に対し再度勧誘することを禁止しています。
- 会社名を名乗らない事業者に「無料で屋根を点検します」と突然訪問されて、修理契約を迫られる。
※条例では最初に事業者名と勧誘目的を明らかにしなくてはならないと定めています。

こうした勧誘事例はごく一部です。事業者からの勧誘などでお困りのとき、不安なときは、最寄りの消費生活センターに相談してください。

消費者ホットライン
☎188

問い合わせ 東京都生活文化局 消費生活部 取引指導課 ☎03-5388-3073

お知らせ

東京都消費者被害救済委員会報告

東京都消費者被害救済委員会は、東京都消費生活総合センター等の相談機関に寄せられた苦情・相談のうち、都民の消費生活に著しく影響を及ぼし、または及ぼす恐れのある紛争について、東京都消費生活条例に基づき、あっせんや調停を行う知事の附属機関です。令和7年3月から令和8年2月までの間に、知事が本委員会に処理を付託した案件および委員会から知事へ審議の経過と結果の報告があった案件は、次のとおりです。

令和7年7月18日	付託	家庭教師及び関連する教材等の契約に係る紛争	審議中
9月30日	報告	個別クレジットを利用した全身脱毛エステティック契約に係る紛争	あっせん解決
令和8年1月7日	付託	高齢者等終身サポート契約に係る紛争	審議中

報告案件の概要 個別クレジットを利用した全身脱毛エステティック契約に係る紛争

脱毛の無料体験に行ったところ、「一生無制限」「通い放題」と全身脱毛エステの契約を勧められた。一生通えるなら安いと思い、36回払い・支払総額約58万円の個別クレジット契約を申し込み、全身脱毛エステの契約をした。1年後にエステ店が閉店してしまい、契約書を確認すると、役務提供期間1年間、回数6回の契約だった。施術を受けられないのにクレジットの請求が止まらず納得できない。

エステ会社には連絡がつかず紛争解決の協力を得ることができなかったが、申立人は既払金の返還をクレジット会社に請求しない、クレジット会社は申立人に残額を請求しないという内容のあっせん案に申立人とクレジット会社の双方が合意し、紛争は解決した。

消費者へのアドバイス

- 「無料体験」にひかれて出向くと、「一生無制限」「通い放題」などと言われ、高額な契約を勧められる場合があります。契約を急かされても、その場で決めず慎重に判断しましょう。
- 勧誘時に聞いた契約期間や回数が、契約書の記載内容と一致しない場合は要注意です。口頭での説明をうのみにせず、サインする前に、必ず契約書の内容が説明と同じなのか確認しましょう。

詳細は「東京くらしWEB」 <https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/sodan/kyusai/>



問い合わせ 東京都消費者被害救済委員会事務局 ☎03-3235-4155

東京都消費生活総合センターの 出前講座をご活用ください

消費生活相談や商品テスト指導などの経験を積んだ東京都消費者啓発員（コンシューマー・エイド）が、悪質商法の手口やその対処法など消費生活に関する情報をお伝えします。

一般向け 若者、高齢者、新入社員、従業員などさまざまな方を対象にご要望のテーマでお話しします。

人気のテーマ ● 悪質商法の手口やトラブル事例、対処法 ● インターネットやSNSのトラブル防止

時間 30分～2時間程度 曜日・祝日を問わず10時～20時（年末年始は除く）

費用 1時間当たり9,500円（令和8年2月現在） **申込条件** 原則10人以上

※自治会、老人クラブ、PTA等の任意団体が講座を実施する場合は無料。企業、社会福祉法人、NPO法人、行政機関、教育機関等が従業員・職員を対象とした講座を実施する場合は初回のみ無料。

実験講座もあります

実験を通じて消費生活のさまざまなテーマを楽しく理解できる講座です。（お申し込みの前に詳細をご相談ください。）

人気のテーマ

- 糖分または塩分の測定
- 防災の備え ● 上手な洗濯

学校向け 小学生から大学生まで、対象となる学生に合わせたテーマでお話しします。

人気のテーマ ● 若者の悪質商法被害防止 ● インターネットやSNSの契約トラブル防止

時間 30分～2時間程度 **費用** 無料 **申込条件** 原則10人以上

申込方法 希望日の1カ月前までに、まずは電話でお問い合わせください。

テーマや時期によっては混み合います。お早めにご相談ください。

詳細は「東京くらしWEB」 https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/manabitai/de_koza/



申込先・問い合わせ 東京都消費生活総合センター 活動推進課 協働連携事業担当 ☎ 03-3235-4167

高齢者見守り人材向け 高齢者の消費生活トラブル ～早期発見のために～

高齢者の日常生活をサポートするケアマネジャー、ホームヘルパー、民生委員・児童委員、町会・自治会、老人クラブ・金融機関ほか、地域の高齢者見守りネットワークの関係者などを対象として、都内の介護事業者、福祉団体、区市町村などが実施する講座に講師を派遣します。

時間 1～2時間程度 曜日・祝日を問わず10時～20時 **費用** 無料 **申込条件** 原則10人以上

問い合わせ 東京都消費生活総合センター 活動推進課 協働連携事業担当 ☎ 03-3235-4167

年末期の商品量目立入検査の結果

東京都計量検定所では、食料品などの内容量（量目）や表示が正しいか、小売店などに対して立入検査を行っており、特に商品流通が多くなる夏期および年末期に集中的に取り組んでいます。このたび、年末期の立入検査を実施しましたので、その結果をお知らせします。



実施期間 令和7年11月4日(火)から12月18日(木)まで

検査対象事業所と検査内容 都内のスーパーマーケット、一般小売店、パック食品を製造・出荷する事業所（食品製造所）など 合計109の事業所に対し、野菜や魚介等、販売している商品の内容量と表示内容の検査を実施

検査結果 商品の内容量が、計量法で定められた誤差*の範囲を超えて、表示量より不足していた不適正商品は、検査を行った全商品数2,064点のうち28点で、全体の1.4%でした。

※例：野菜の場合、表示量が50gを超え100g以下は3g、表示量が100gを超え500g以下は表示量の3%

検査事業所への対応 ①検査現場での指導（誤差を超えて内容量が不足していた商品があった場合の再計量の指示と計量方法の改善指導）
②今後の指導（再度立入検査実施による改善状況の確認）

不適正商品の発生理由 ● 商品の表示量に容器類の重さが含まれていた 16点（57%）
● 時間の経過に伴う乾燥による減量 5点（18%） ● ラベルの貼り間違いまたは原因不明 7点（25%）

詳細は「東京くらしWEB」 <https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/keiryu/work/work6.html>



問い合わせ 東京都計量検定所 検査課 立入検査担当 ☎ 03-5617-6628

実験実習講座

講座	講師	会場・日時	
電磁波ってなあ～に ～身の回りの製品の 電磁波を測定します～ 定員あり	一般財団法人 電気安全環境研究所 電磁界情報センター 所長 大久保 千代次 氏	飯田橋会場(消費生活総合センター) 実験実習室 新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ17階	立川会場(多摩消費生活センター) 実習室 立川市柴崎町2-15-19 東京都北多摩北部建設事務所3階
		5月19日(火) 13:30～16:00 ●定員 32名 ●申込締切 4月22日(水) (受信有効) 5/8(金)までに、メールにて抽選結果を通知	5月12日(火) 13:30～16:00 ●定員 16名 ●申込締切 4月20日(月) (受信有効) 4/28(火)までに、メールにて抽選結果を通知

申込方法 **電子申請** <https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/manabitai/koza/center/koza260519.html>



食育講座

講座	講師	会場・日時
食品ロスも防ぐ! 暮らしの中の防災食 ～ 賢い備蓄と健康管理術 ～ 定員なし	管理栄養士・防災士 神田 由佳 氏	4月24日(金)正午～5月19日(火)正午 ●YouTube(録画配信) ●申込締切 5月18日(月) (受信有効) 事前にメールにて視聴用URLを通知

申込方法 **電子申請** <https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/manabitai/koza/center/koza20260424.html>



実験実習講座(飯田橋会場) 問い合わせ

東京都消費生活総合センター 実験実習講座担当

☎ 03-3235-1157

実験実習講座(立川会場)・食育講座 問い合わせ

東京都多摩消費生活センター 実験実習講座または食育講座担当

☎ 042-522-5119

※電子申請が困難な場合はご相談ください。

安全シグナル

スマートフォンの割れた ガラスフィルムによるケガに注意!

日頃、頻繁に使うスマートフォンですが、画面を保護するためのガラスフィルムが割れたまま使用し、手に破片が刺さる、指を切るなどの事故が起きています。ガラスフィルムでけがをしないよう、取り扱いに注意しましょう。



こんな事故が起きています!

- ▶ スマートフォンに貼ったガラスフィルムにひびが入ったまま使用していたら、破片が手に突き刺さった。*1
- ▶ スマートフォンの液晶画面用のガラスフィルムが元々割れていたが、そのまま使っていた。おしりのポケットに入れていたスマートフォンを取り出したところ、右人差し指を切った。*2

事故を防ぐポイント*2

- ▶ スマートフォン用ガラスフィルムに使用されている強化ガラスは、割れると破断面が鋭利になり、触れた際にけがをする恐れがあるので、ガラスフィルムが破損したら交換しましょう。
- ▶ 破損したガラスフィルムを剥がす時は、フィルムがそれ以上割れないようにゆっくり丁寧に剥がしましょう。また、廃棄する際にも注意しましょう。
- ▶ 破損していないガラスフィルムでも、端部や角でけがをする事故が起きていますので注意しましょう。

[参考] *1 消費者庁・国民生活センター「事故情報データベースシステム」登録事例から引用

<https://www.jikojocho.caa.go.jp/ai-national/>

*2 国民生活センター「スマホのガラス製フィルム 割れたまま使うのは危険!」(令和5年11月)

https://www.kokusen.go.jp/mimamori/kmj_mailmag/kmj-support202.html

[参考資料] 東京くらしWEB「破損したガラスフィルムの取扱いに気をつけましょう! ～スマートフォン用ガラスフィルムの安全性に関する商品テストを実施しました～」(令和2年3月)

<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/anzen/test/glassfilm.html>

問い合わせ | 東京都生活文化局 消費生活部 生活安全課 ☎ 03-5388-3082

相談の窓口から

「無料点検」で訪れた業者と分電盤交換工事を契約。解約したいが違約金は必要？



3日前、一人暮らしの高齢の母親宅に、「電気設備を無料で点検する」という電話があり、契約中の電力会社からだと思い、応じたようです。訪問した事業者から、「このままだと漏電して火事になる可能性がある」と言われ不安になり、勧められるままに30万円の分電盤の交換工事を契約したそうですが、分電盤に不具合はありません。母はキャンセルしたいと言っていますが、契約書には、「お客様都合によるキャンセルは、契約金額の50%の違約金を請求する」とあります。キャンセルした場合、違約金を支払う必要がありますか。



電気設備の無料点検の訪問に応じたら、点検後に不安をおおられ、分電盤交換工事の契約をしてしまったという相談が多数寄せられています。消費者の自宅で勧誘され契約した場合は訪問販売に該当するため、契約書面受領後8日以内であれば、書面または電磁的記録（電子メールなど）で通知することにより、無条件で契約を解除（クーリング・オフ）することができます。この場合、支払った金額は全額返金され、違約金を支払う必要もありません。また、契約書面に不備がある場合などは、8日を過ぎても、クーリング・オフが可能です。

分電盤を含む家庭用電気設備は、電力会社が顧客に対して4年に1回の法定点検を行うことが義務付けられ

ています。法定点検は、必ず事前に書面で点検日を通知の上、調査員証を携帯した調査員が来訪し、行います。その際、その場で設備交換などの契約を勧誘することはありません。無料点検の連絡や訪問があった際は、事業者名や訪問の目的を確認することが重要です。

事業者に契約を迫られても、その場ですぐに契約せずいったん保留し、家族や信頼できる人に相談するなど慎重に判断しましょう。

契約について不安がある場合は、すぐに最寄りの消費生活センターにご相談ください。

東京都消費生活総合センター ☎ 03-3235-1155
お近くの相談窓口（消費者ホットライン） ☎ 局番なし 188

フレッシュ市場

コマツナ



大きく育った東京産の「コマツナ」

コマツナは東京から全国に広まった野菜です。作付け延べ面積が農産物の中で都内トップ^{*1}で、出荷量も全国4位^{*2}です。また、カルシウムの含有量は緑黄色野菜の中でもトップクラスで、ビタミンA、鉄分などのミネラルも豊富です。

発祥の地である江戸川区をはじめ葛飾区、足立区では年間を通じて多くの生産者が作付けしています。通常のコマツナは25cm前後のサイズで市場に出回り

ますが、近年では主な出荷先を学校給食とする40cmを超えるコマツナが生産され、直売所でもこうした大きなものも販売されるようになってきています。

大きく育てると単位面積当たりの収穫量は増え、年間の収穫作業を軽減できますが、生産者はさらに栽培技術を磨き、おいしさや品質の維持向上に努めています。前述の3区の直売所等に足を運んでいただき、ぜひご賞味ください。

*1 令和5年産東京都農作物生産状況調査結果報告書

*2 令和4年農林水産省「作物統計」

資料提供：(公財)東京都農林水産振興財団 東京都農林総合研究センター

東京産の旬な食材情報はこちら！

都民の皆様には東京の農林水産物の魅力を伝え、味わい、体験していただけるよう、(公財)東京都農林水産振興財団では、WEBサイト「とうきょうの恵み TOKYO GROWN」を開設しています。東京産食材が味わえるこだわりのレストランや旬の野菜・果物、加工品等の特産物情報など、東京の農林水産情報をふんだんにお届けしますので、ぜひご覧ください。

詳しくは [TOKYO GROWN](#)

